

焼津福祉文化共創研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「焼津福祉文化共創研究会（福文共）」（以下「この会」と称します。

(事務所)

第2条 この会の事務局（連絡先）は「☎425-0044 焼津市石津向町15-17
百の木デイサービス内（054-623-3665）」に置くこととします。

第2章 目的・事業・活動基調

(目的)

第3条 この会は、さまざまな福祉・ボランティア活動や福祉職に携わる人と市民が
いっしょに、地域が抱える生活全般のさまざまな問題を考え、その改善のために
努力していくことを目的とします。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業をおこないます。

- ① 情報交換活動
- ② 啓発・広報活動
- ③ 人的交流
- ④ 研究会・講演会・セミナーなどの開催
- ⑤ その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(活動基調)

第5条 この会の活動は、つぎのような基調を守っていくこととします。

- ① 市民及びさまざまな分野で活動する人たちや福祉職に従事する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図ります。
- ② 会員だけが求心的・閉鎖的に集うのではなく、広く市民に拓かれた活動をめざします。
- ③ 既存の福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切にし、つねに市民生活に密着した活動をめざします。

第3章 会員

(会員)

第6条 会員は、この会の目的に賛同し協力をする個人とします。原則として国籍・年齢・職業等を問いません。

(入会)

第7条 会員になろうとする人は、所定の申し込み用紙によって、手続きをすることとします。

(会費)

第8条 この会の会費は、「社会人 年間1,000円」、「大学生以下年間500円」とし、原則として1回払いとします。

- 2 すでに納入された会費は返済しません。

(退会)

第9条 会員は、いつでも役員会に申し出をし、退会することができます。

2 会費を1年以上滞納した人は、役員会において退会したものとしてみなすことができます。

第4章 機 関

(役員)

第10条 この会の役員は、代表1名、副代表2名、事務局長1名、事務局次長1名とします。(監事取る)

(役員を選任)

第11条 代表、副代表、事務局長、事務局次長は、会員の中から互選し、会員全体会の承認を受けます。

(役員の仕事)

第12条 代表は、この会を代表して会務を総括し、役員会、会員全体会を招集できる。

2 副代表は代表を補佐し、代表に支障が生じた場合には、代表の職務を代行する。

(役員を補充)

第13条 役員が任期の途中で退任した場合には、役員会で補欠を選任することができる。

(役員会)

第14条 代表は、年6回程度、役員会を招集し、役員会は、事業・研究・広報・会計・事務局事務などの会務を執行します。

(会員全体会)

第15条 代表は、年1回は、会員の全体会を招集しなければなりません。

2 代表は、役員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の請求があったときは、会員全体会を招集しなければなりません。

3 会員全体会の議事は、出席会員の過半数をもって決することとします。

第5章 会 計

(経費)

第16条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてます。

(決算)

第17条 この会の決算は、役員会の議決を経たあと、会員全体会の承認を得てこれを決定します。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わるものとします。

第6章 規約の改正

(規約改正)

第19条 この規約の改正は、会員全体会において出席会員の3分の2以上の賛成をえなければなりません。

附 則 平成31年4月13日施行